

《生公連・国会請願の目的と各項目の解説について》

2025 年版

生公連は、1982 年、公共事業費のマイナスシーリングが続くなかで、防災事業や生活関連公共事業の拡大と建設労働者の労働条件改善をめざし、中央の6団体が参加して結成されました。

現在では、防災、生活関連、環境優先、公共住宅、下水道整備など国民の暮らしに直結した公共事業を推進し、公共施設の維持・修繕予算を大幅に増額することや、地域建設業の経営の安定と建設分野で働く全ての労働者に対して適正な賃金・労働条件が確保されるような仕組みをつくることをめざした運動を進めています。

生公連の結成と建設産別運動の広がりの中で、国会請願「生公連署名」として毎年取り組み、国会に積み上げ、最高約 120 名の国会議員に紹介議員としての協力を得ました。その結果、今では国土交通省も「生活関連公共事業」を予算要求で言及し、インフラの戦略的な維持管理・更新にむけたとりくみを充実・深化させるためとして、「国土交通省インフラ長寿命化計画」を策定するに至っています。しかしながら、実際の公共事業予算の配分は相変わらず「維持管理予算を削減」し「大規模公共事業の推進」が続けられています。

現在では、戦後急ピッチでつくられてきた構造物（社会インフラ）の更新期を一斉に迎え、国民の安全・安心を保障するためにも「老朽化対策」の重要性が叫ばれています。加えて、東日本大震災をはじめとした、地震災害、豪雨災害などから国民の生命と財産を守るため、減災・防災対策の必要性も高まってきています。まさに生公連が長年訴え続けてきた主張が、世論の主体となる状況となっています。

防災や施設の適切な維持管理のためには、その最前線に立つ建設産業を、その担い手にふさわしく再生しなければなりません。しかし、低賃金や過酷な長時間労働などの労働条件の劣悪さから入職者は減少し、産業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っています。現場の担い手の確保に向けた対策を強化することが急務である下で、いわゆる「第三次・担い手3法」が改正されました。建設産業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするために、速やかな施策の実行が求められます。

このような社会情勢の変化を追い風に、建設産業の維持発展とそのための国土交通行政の執行体制の拡充、法律をはじめ労働環境改善の対策等について、署名を通して、世論形成と要求の前進をめざすものです。

【請願項目】

1. 災害からの復興を最優先とし、公共事業を防災・生活関連・環境保全優先に転換すること。

(1) 自然災害から国民の命と暮らしを守り、中長期な見通しの下で、安定的・持続的な公共投資を推進するために、必要な事業量と予算を確保すること。

公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価の引き上げや、第三次・担い手3法による適正な労務費等の確保と、能力に応じた適正な賃金を行き渡らせること、資材価格の変動等、請負額に影響を及ぼすリスクに対して、適切な代金変更をおこなうこと、そして、災害大国日本における防災・減災対策の強化や、年を重ねることで経年劣化が進む構造物（社会インフラ）を更新する「国土交通省インフラ長寿命化計画」の実行が求められています。しかしこれら施策を計画的に実行するためには、労務費増や、構造物の経年劣化などに応じた、中長期な見通しの下で予算を確保しなければなりません。国内の公共事業関係費は、ほぼ横ばいとなっています。自然災害から国民の命と暮らしを守り、安定的・持続的な公共投資を推進するためには、必要な事業量と予算を確保しなければなりません。

(2) 地震や河川の氾濫、土石流など、災害からの復旧・復興を最優先で行うこと。

東日本大震災や福島第一原発事故により、被災者はいまだに避難生活を送るなど、震災前の生活や生業を取り戻せない厳しい状況に置かれています。また、近年では、地球温暖化の影響から大型台風や線状降水帯などによる、風水害が全国各地で発生しています。過去の自然災害を教訓とした防災・減災対策を講じるとともに、厳しい生活を余儀無くされている被災者をまもるため、生活再建をはじめとする災害からの復旧・復興を最優先で進めることが大切です。

(3) 公共事業を防災・生活関連・環境保全の事業優先に転換すること。

日本は、他の先進国と比較しても、公共事業に関連する予算が大きい国ですが、その多くが、国土開発を目的とした「大規模プロジェクト」に偏重されてきました。しかし、防災や生活道路、環境保全のための公共事業はまだまだ必要です。予算のあり方を見直すことで、環境に優しく、災害につよい国土を作ることができます。

(4) 公共工事の監督・検査、公共施設の維持・管理は国と自治体が責任をもって行うこと。

公共施設の維持・管理を責任のない形で民間開放することは、最終的に利用者に責任を押しつけることになり、国民の安全・安心を守ることにはなりません。工事の品質は、きちんとした施工を行わなければ、確保できないことから、工事の監督や検査は責任の所在がはっきりした国や自治体の職員で行うことが必要です。

(5) 地域建設業育成や建設労働者保護を実施し、国民の安全・安心を守り、行政機関としての責任を果たすため、公共事業発注官公庁及び独立行政法人等の体制を強化し、必要な職員を確保すること。

国民の安全・安心をまもるためには、国の出先機関にきちんと職員を配置し、地域に根づいた建設業やそこで働く建設労働者とともに、防災や維持管理を国の責任で行うことが必要です。しかし、公共事業発注官公庁及び独立行政法人等では、相次ぐ定員削減により事務所・出張所などの出先機関で職員が減らされており、職員だけでは監督業務や管理業務がこなせず、業務委託に頼らざるを得ない状況です。また、大規模かつ同時多発的に災害が発生すれば、職員が減らされ続けている国の出先機関の体制では、災害発生時の初動対応において迅速に対応することができません。良質な社会資本を建設・管理し、国民の安全・安心を守るためには、出先機関にこそ優先して必要な職員を確保すべきです。

(6) 国民の安全・安心を切り捨てる「地方分権」や「道州制」は行わないこと。

政府が進めようとしている「地方分権」「道州制」は、国が国民に対して本来果たすべき責任を地方自治体に押しつけるものです。これからの公共事業の中心は更新期を迎える多数の構造物を計画的、効率的に維持管理を行うことが重要です。そのための財源の確保、技術・技能の育成、継承、維持管理を行う体制の確立など、国が果たすべき責任は重大です。憲法に保障されたすべての国民が安全・安心に全国どこでも生活できる権利を保障するためにも、国の責任として行う公共事業までも切り捨て、地方に押しつけることがあってはいけません。

(7) 災害復興及び公共事業の計画策定にあたっては、過程の情報公開、住民参加システムの確立、年次毎の再検討を原則とすること。

日本では、経済成長のため「全国総合開発計画」などにより、大型開発優先の公共事業が進められた結果、自然環境の破壊や公害が引き起こされ、国や地方の財政破綻の一因にもなっています。災害復興や公共事業において、財界・ゼネコン優先ではなく、国民本位の事業にしていくためには、住民参加型の民主的な計画策定のシステムづくりが必要です。

(8) 建設発生土（残土）の発生者責任を明確にする等の法制度の改正・整備の措置を国として講じること。

令和3年に発生した、熱海市伊豆山地区の土石流災害では、違法な盛り土工事が建設発生土（残土）の不適正な処分により引き起こされ、同様に危険な状況が全国に点在していることが明らかとなりました。令和5年5月から施行された「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（盛土規制法）」は、同様の被害を防止するため、それまでの法的・制度的欠陥に対処するものです。しかし、建設発生土（残土）の不適正な処分を規制する法律は存在せず、盛土規制法でも対象外であることから、盛土規制法を含め、発生者責任を明確にする等の法

制度の整備が強く求められます。

2. 公正な賃金・労働条件と中小業者の適正な収入・仕事を確保すること

(1) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の運用の見直しをおこなうこと。

令和5年10月から導入された「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）は、免税事業者が上位業者より、課税事業者（インボイス発行事業者）になる事を強要される、また、免税事業者のままだと、値引きを強要されるか取引から排除される事などが懸念されます。

逆に、課税事業者が取引のある免税事業者へ課税業者（インボイス発行事業者）になる事を要請した場合、取引の取りやめなどで人手の確保が難しくなる事態がおこる恐れがあり、相手が免税事業者のまま取引を継続すれば、仕入れ税額控除ができず、税負担を被る事になるなど、免税、課税を問わず中小零細事業者に多大な負担を強い、さらに業者間の軋轢を生み自由公正な商取引に障害をもたらします。

「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」附則171条第2項では「消費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、適格請求書保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする」としています。この条項に照らし合わせて再検討し、インボイス制度の運用を見直すべきです。

(2) 公契約法（公共事業における賃金等確保法）を制定するなど、適正な賃金支払いを末端労働者まで担保する仕組みを作ること。

税金が使われる公共事業で働く労働者や下請業者に、正当な賃金や代金が支払われていない場合が多数あります。そのために、生活保護基準以下の生活を強いられている労働者が少なくなく、建設産業の疲弊にも繋がっています。労働者や下請業者に正当な賃金、代金を支払うための法律をきちんと制定し、労働者が技術力を発揮することで工事の品質も向上します。公契約は現在、労働報酬下限額を定めた条例を制定する自治体が全国に広がっていますが、国として法律で定め、全国どこでも同じ条件で仕事ができるようにすることが重要です。

(3) 建設産業の元下関係における片務性を是正し、下請及び資材業者の適正な利益が確保される仕組みを作ること。

日本の建設産業には産別労働組合と経営者連合との「労働協約」がありません。つまり、「労働協約」による賃金・労働時間の基準が無いために、過度な価格競争による「ダンピング受注」の横行が「低賃金・長時間労働」などの労働条件の悪化を招き、建設労働者の技術や技能、工事の品質の低下につながっています。建設労働者の生活を守り、技術や技能を守り工事の品質を確保するには、政府や地方自治体が最低制限価格を設定することが、当面極めて重要です。そして、元請けだけが「もうけ」を確保するのではなく、専門工事業・下請

企業・資材業者に適正な支払いが出来るよう、行政の仕組みを作ることが必要です。

(4) 地域の安全・安心を支える中小建設業者の経営安定と建設労働者の雇用を確保できる持続的な施策を実行すること。

地域の中小建設業者は、地域の特性や自然環境を熟知しており、地域住民の生活に密着しているため、防災やインフラの老朽化対策において重要な役割を担っています。しかし、財界・ゼネコン主導の「選択と集中」により、公共事業が都市部中心に偏重するもとの、地域の建設業者は疲弊の一途をたどっています。国土交通省も建設産業の再生と発展のための施策を掲げていますが、中小建設業者の経営安定や建設労働者の雇用を守る観点からすれば不十分であり、持続できる建設産業の再生に向けた施策の充実が求められています。

(5) 労働者の賃金を確保しつつ、工期ダンピング防止の強化や工期変更の円滑化を図り週休二日を推進することで、建設業における時間外労働の上限規制が実現できる仕組みを作ると。

時間外労働の上限を規制することなどを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が、2024年4月1日から建設業にも適用されていますが、上限規制をまもる反面、受注競争による工期ダンピング競争も相まって、限られた工期内の完成が求められることから、より多くの労働日数を課せられることとなります。一方、週休2日制による労務費補正はあるものの、時間外労働の上限規制と週休2日制によって、「日給制」で働く労働者の給与が減らされる可能性もあり、建設業において週休2日制が定着しない原因として挙げられています。よって労務費補正率の引き上げや、工期ダンピング防止の強化、工期変更の円滑化を図ることで適正な工期設定を義務づけ、労働者の賃金を確保しつつ、週休二日の推進と、時間外労働の上限規制が実現できる仕組みを作ることが必要です。

(6) 建設現場の労働災害、じん肺・アスベスト被害の発生を抑えるために予防・防止対策を強化すること。また、不幸にして被災したすべての患者をすみやかに救済すること。

労働災害における建設産業の割合は、全産業中最も高く、死亡災害発生状況の事故の型別にみると、墜落・転落・交通事故・はさまれ・巻き込まれが、高い割合を占めています。また、日本に輸入されたアスベストは約1000万トンと言われ、その8割が建築材として使用されています。建築物の耐用年数・解体のピークが2020年から2040年頃と予測されていることから、撤去現場での飛散防止対策の強化が求められます。過去・現在・未来にかかわる建設労働者と周辺住民のいのちと健康を守るうえで、建設作業現場における予防・防止対策の強化が必要です。また、被災したすべての患者をすみやかに救済する抜本的な施策が必要です。